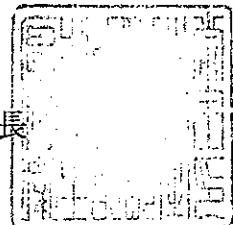


基安発 1013 第 2 号  
平成 23 年 10 月 13 日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



## 平成 22 年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく 労働者の健康障害防止対策の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、「化学物質のリスク評価検討会」において、インジウム及びその化合物等 13 物質についてリスク評価を行い、先般その報告書が取りまとめられました。

本報告書を踏まえ、物質のリスクの程度に応じ下記のとおり労働者の健康障害防止対策について取りまとめましたので、貴団体の傘下事業場に対し、周知くださいますようお願い申し上げます。

今後、下記 1 (1) の物質については、本報告書を踏まえた法令の整備等の検討を行うこととしていますが、これを待たず、関係事業者において速やかに下記の措置がとられるよう併せて周知をお願いします。

また、検討会報告書の概要を別添として添付しますが、報告書全文（本文及び別冊）を厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001iz7t.html>)に掲載していますのでお知らせします。

### 記

#### 1 詳細リスク評価を行った物質について

##### (1) 制度的対応を念頭において健康障害防止措置の検討を行うべきとされた物質について

次の 3 物質については、リスク評価の結果、当該物質を製造し又は取り扱う事業場の作業工程に共通して労働者に健康障害を発生させるリスク（以下単に「リスク」という。）が高いことが認められたため、当該作業に係るリスク低減のための健康障害防止措置等の検討を行うこととしているが、この検討を待たず、速やかに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減を図ること。

特に①インジウム及びその化合物については、平成 22 年 12 月 22 日付け基安発 1222 第 2 号「インジウム・スズ酸化物等取扱い作業による健康障害防止対策の徹底について」に基づき、発散抑制措置、作業環境中の濃度測定、保護具の使用等について徹底を図ること。

- ① インジウム及びその化合物
- ② エチルベンゼン
- ③ コバルト及びその化合物

(2) 一部の事業場で高いリスクが認められたものの作業工程に共通とは認められず事業場での適切な管理が必要とされた物質について

次の 2 物質については、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程において高いリスクが認められたものの、ばく露要因を解析したところ、当該物質を製造し又は取り扱う事業場の作業工程に共通のリスクとは認められなかった。しかしながら、これらの物質は有害性の高い物質であり、かつ、事業場において適切な管理がなされていない場合にはリスクが高くなる可能性があることから、法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、自主的なリスクの低減に取り組むこと。

- ① 酢酸ビニル
- ② 1, 2-ジブロモエタン

## 2 初期リスク評価を行った物質について

(1) 高いリスクが認められたため、さらに詳細なリスク評価が必要とされた物質について

次の 5 物質については、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程においてリスクが高いことが確認されたため、平成 23 年度において、引き続き詳細なリスク評価のためのばく露実態調査を行い、その結果によりリスクの高い作業工程を明らかにするとともに、当該作業工程に係るリスク低減措置について検討することとしているが、これらの物質は、有害性の高い物質であり、かつ、事業場において高いばく露が生じる可能性があることから、今後実施する詳細なリスク評価の結果を待たず、速やかに法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該物質に関し有害性等の調査を行い、その結果に基づいて安衛則第 576 条、第 577 条、第 593 条、第 594 条等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

- ① 酸化チタン (IV)
- ② 1, 3-ジクロロプロパン
- ③ ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)
- ④ パラ-ジクロロベンゼン
- ⑤ 4-ビニル-1-シクロヘキセン

(2) リスクは低いものの引き続き適切な管理を行うべき物質について

次の3物質については、リスク評価の結果、事業場において一般的に適切な管理がなされているためリスクは低いことが確認された。ただし、これらは有害性の高い物質であることから、必要に応じて安衛則第576条、第577条、第593条、第594条等に基づく措置を講ずるほか、事業者による自主的な管理を推進すること。

- ① オルト-ニトロアニソール
- ② カテコール
- ③ ニトロメタン



## 化学物質のリスク評価検討会報告書の

### 概要及び今後の対応

#### 1 リスク評価物質

「ヒトに対しておそらく発がん性がある物質」又は「ヒトに対して発がん性が疑われる」とされている次の物質

##### (1) 詳細リスク評価（5物質）

- インジウム及びその化合物
- エチルベンゼン
- コバルト及びその化合物
- 酢酸ビニル
- 1,2-ジブロモエタン

##### (2) 初期リスク評価（8物質）

- オルト-ニトロアニソール
- カテコール
- 酸化チタン
- 1,3-ジクロロプロペン
- ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）
- ニトロメタン
- パラ-ジクロロベンゼン
- 4-ビニル-1-シクロヘキセン

#### 2 リスク評価の手法

リスク評価は、有害性の評価とばく露の評価からなる。

- (1) 有害性評価は、対象となる物質について主要文献から有害性の種類や程度などを把握し、得られた情報から有害性評価を行うとともに、評価値（※）を設定。
- (2) ばく露評価は、「有害物ばく露作業報告」（労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく報告）が出された事業場に対して実態調査を行い、それにより得られた個人ばく露測定結果からばく露濃度を算出。
- (3) 有害性評価から得られた評価値と、ばく露評価から得られたばく露濃度を比較することによりリスク評価を実施。

※評価値は、労働者が勤労生涯を通じて毎日当該物質にばく露した場合に

健康に悪影響が生じるばく露限界値。

### 3 リスク評価の結果及び今後の対応

13 物質についてリスク評価を行ったところ、下記のように判定された。また、この結果を踏まえて、下記に示すとおり今後の対応を行っていく。

物質名	評価結果の概要	今後の対応
○インジウム及びその化合物 ○エチルベンゼン ○コバルト及びその化合物	ア 製造・取扱いを行う一部の事業場で高いばく露が見られ、作業工程共通のリスクと考えられ、他の事業場においても高いばく露が推測されることから、制度的対応を念頭に置いた健康障害防止措置等の検討を行すべきである。	化学物質の健康障害防止措置に係る検討会（以下「措置検討会」という。）において、具体的な措置を検討するとともに、関係事業者等に対し適切な管理が行われるよう行政指導を行う。
○1,2-ジブロモエタン ○酢酸ビニル	イ 製造・取扱いを行う事業場の一部の作業で高いばく露が見られたが、ばく露要因を解析したところ作業工程共通のリスクは認められなかった。国は関係事業者に対し自主的なリスク管理を行うよう指導すべきである。	関係事業者等に対し、適切な管理が行われるよう行政指導を行う。
○酸化チタン ○1,3-ジクロロプロペン ○ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP） ○パラ-ジクロロベンゼン ○4-ビニル-1-シクロヘキセン	ウ 製造・取扱いを行う一部の事業場において高いばく露が見られたことから、さらに詳細なリスク評価を行すべきであり、ばく露の高かった要因等を明らかにすべきである。	関係事業者等に対し、ばく露低減のため適切に管理が行われるよう行政指導を行うとともに、今後、詳細なリスク評価を実施する。
○オルト-ニトロアニソール ○カテコール ○ニトロメタン	エ ばく露の測定結果からリスクは高くないと考えられるが、有害性の高い物質であることから、国は、関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう指導すべきである。	関係事業者等に対し、引き続き適切な管理が行われるよう行政指導を行う。